

平成21年10月6日

投資主各位

東京都港区赤坂一丁目9番20号
ジャパンエクセレント投資法人
執行役員 田村順一

第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成21年10月21日（水曜日）までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約第13条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成するものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

第13条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時： 平成21年10月22日（木曜日）午前10時00分
2. 場 所： 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
ホテルオークラ東京 別館2階「メイプルルーム」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項 :

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方（1名）を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎各議案について、議決権行使書面に賛成、反対又は棄権のいずれかの意思表示がない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱いいたします。
- ◎当人は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるジャパンエクセントアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.excellent-reit.co.jp>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1. 議案の要領及び変更の理由

(なお、本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、特に断りのない限り、現行規約における条項号の番号を示すものとします。)

① 第5条、第7条、第37条関係

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行による投資口の電子化に対応するため、所要の変更を行うものです。

② 第12条関係

電磁的方法による議決権行使に係る手続きを明確にするため、変更案第12条第3項及び第4項を新設するものです。

③ 第26条、第33条、第34条関係

租税特別措置法の改正による投資法人に係る課税の特例適用を受けるための要件変更に伴い、所要の変更を行うものです。

④ 第27条関係

証券取引法等の一部を改正する法律の施行及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行、並びに投資信託及び投資法人に関する法律その他投資法人に関わる法令が整備・改正されたことに伴い、所要の変更を行うものです。

⑤ 第31条関係

金融商品に関する会計基準及び金融商品の時価等の開示に関する適用指針が改正されたことに伴い、関係法令との統一を図るため、所要の変更を行うものです。

⑥ その他

上記のほか、表現の明確化、不要な規定の削除に伴う条項号の整備を行うものです。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第5条 (投資主の請求による投資口の払戻し)</p> <p>本投資法人は、投資主<u>（証券保管振替制度に関する実質投資主（以下「実質投資主」という。）を含む。以下同じ。）</u>の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。</p> | <p>第5条 (投資主の請求による投資口の払戻し)</p> <p>本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。</p> |
| <p>第6条 (発行可能投資口総口数)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 本投資法人は、第1項に規定する発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、投資口の<u>追加発行</u>ができるものとする。<u>当該投資口の追加発行における募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。）1口と引換えに払い込む金銭の額は、本投資法人の保有する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な金額として執行役員が定め、役員会が承認した金額とする。</u></p> | <p>第6条 (発行可能投資口総口数)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. 本投資法人は、第1項に規定する発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、<u>その発行する投資口を引き受ける者の募集をすること</u>ができるものとする。<u>募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。）1口と引換えに払い込む金銭の額は、本投資法人の保有する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な金額として執行役員が定め、役員会が承認した金額とする。</u></p> |
| <p>第7条 (投資口の取扱規則)</p> <p>本投資法人<u>が発行する投資証券の種類、投資主名簿（実質投資主名簿を含む。以下同じ。）への記載又は記録、投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料</u>については、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。</p> | <p>第7条 (投資口の取扱規則)</p> <p>本投資法人<u>の投資主名簿への記載又は記録その他の手続及びその手数料</u>については、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第12条 <u>(書面による議決権の行使)</u></p> <p>1. (記載省略) 2. (記載省略) (新 設)</p> | <p>第12条 <u>(議決権の行使)</u></p> <p>1. (現行のとおり) 2. (現行のとおり) <u>3. 本投資法人は、役員会の決議をもつて、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨を定めることができる。</u> <u>電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。</u></p> <p><u>4. 電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p> |
| <p>第26条 <u>(投資態度)</u></p> <p>1. (記載省略) 2. (記載省略) 3. (記載省略) 4. (記載省略) 5. (記載省略) (新 設)</p> | <p>第26条 <u>(投資態度)</u></p> <p>1. (現行のとおり) 2. (現行のとおり) 3. (現行のとおり) 4. (現行のとおり) 5. (現行のとおり) <u>6. 本投資法人は、その有する資産の総額のうちに占める不動産等(本項においては、不動産(投資法人の計算に関する規則第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産をいう。以下この項において同じ。)、不動産の賃借権、同号ヘに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権をいう。)の価額の割合が100分の70以上とする。</u></p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第27条 (資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>① (記載省略)</p> <p>② (記載省略)</p> <p>③不動産、<u>土地</u>の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含む。）</p> <p>④ (記載省略)</p> <p>⑤ (記載省略)</p> <p>⑥ (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) デリバティブ取引に関する権利（投信法施行令に定めるものをいう。）</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>第28条 (投資制限)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 前条第2項第2号に掲げるデリバティブ取引に関する権利は、本投資法人にかかる負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</p> <p>第31条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 不動産、<u>土地</u>の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（第27条第1項第2号③に定めるもの）</p> <p>(記載省略)</p> | <p>第27条 (資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>① (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>③不動産、<u>不動産</u>の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付隨する金銭と併せて信託する包括信託を含む。）</p> <p>④ (現行のとおり)</p> <p>⑤ (現行のとおり)</p> <p>⑥ (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令に定めるものをいう。）</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>第28条 (投資制限)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 前条第2項第2号に掲げるデリバティブ取引に係る権利は、本投資法人にかかる負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</p> <p>第31条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 不動産、<u>不動産</u>の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（第27条第1項第2号③に定めるもの）</p> <p>(現行のとおり)</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|--|
| (3) (記載省略) (4) (記載省略) (5) (記載省略) (6) 有価証券（第27条第1項第3号に定めるもの） <p style="margin-left: 40px;"><u>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における取引価格、証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いるものとする。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとする。また、付すべき市場価格又は合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、毎期同様な方法により入手するものとする。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</u></p> | (3) (現行のとおり) (4) (現行のとおり) (5) (現行のとおり) (6) 有価証券等（第27条第1項第3号、 <u>第2項第1号②及び③に定めるもの</u> ） <p style="margin-left: 40px;"><u>原則として時価をもって評価する。但し、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、取得原価又は償却原価法に基づいて算定された価額をもって評価することができるものとする。</u></p> |
| (7) 有価証券等（第27条第2項第1号②及び③に定めるもの） <p style="margin-left: 40px;"><u>当該有価証券等の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いるものとする。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとする。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</u></p> | (削 除) |
| (8) (記載省略) | (7) (現行のとおり) |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(9) 金銭の信託の受益権（第27条第2項第1号⑤に定めるもの） 信託財産の構成資産が(6)乃至(8)又は(11)の場合は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額をもって評価する。</p> <p>(10) デリバティブ取引に関する権利（第27条第2項第2号に定めるもの） (記載省略)</p> <p>(11) (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 不動産、<u>土地</u>又は地上権の<u>賃借権</u>を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> | <p>(8) 金銭の信託の受益権（第27条第2項第1号⑤に定めるもの） 信託財産の構成資産が(6)、(7)又は(10)の場合は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額をもって評価する。</p> <p>(9) デリバティブ取引に係る権利（第27条第2項第2号に定めるもの） (現行のとおり)</p> <p>(10) (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 不動産、<u>不動産の賃借権</u>又は地上権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> |
| 第33条 (金銭の分配の方針) | 第33条 (金銭の分配の方針) |
| <p>1. (記載省略) (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 分配可能金額を限度として分配を行う場合、分配金額は租税特別措置法第67条の15及び租税特別措置法施行令第39条の32の3に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得」という。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金等を分配可能金額から積み立てることができる。</p> <p>(3) (記載省略)</p> | <p>1. (現行のとおり) (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 分配可能金額を限度として分配を行う場合、分配金額は租税特別措置法第67条の15に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金等を分配可能金額から積み立てができる。</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|--|
| (4) 分配可能金額が配当可能所得の100分の90に相当する金額以下である場合その他経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により役員会において適切と判断した場合、投資主に対し、投信法に基づく承認を受けた金銭の分配にかかる計算書に基づき、分配可能金額を超えて金銭の分配をすることができる。本投資法人は、分配可能金額を超えて金銭の分配を行う場合には、当該営業期間にかかる分配可能金額に、当該営業期間に計上する減価償却額に相当する金額を加算した額を上限とする。但し、当該金額が当該営業期間の租税特別措置法施行令第39条の32の3に規定される配当可能額（以下「配当可能額」という。）の100分の90に相当する金額を超えない場合には、配当可能額の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして役員会が決定した金額をもって金銭の分配をすることができるものとする。 | (4) 分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合その他経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により役員会において適切と判断した場合、投資主に対し、投信法に基づく承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、分配可能金額を超えて金銭の分配をすることができる。本投資法人は、分配可能金額を超えて金銭の分配を行う場合には、当該営業期間にかかる分配可能金額に、当該営業期間に計上する減価償却額に相当する金額を加算した額を上限とする。但し、当該金額が当該営業期間の租税特別措置法施行令第39条の32の3に規定される配当可能額（以下「配当可能額」という。）の100分の90に相当する金額を超えない場合には、配当可能額の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして役員会が決定した金額をもって金銭の分配をすることができるものとする。 |
| (5) 分配金の分配方法 分配金は、金銭により分配するものとし、決算期における最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。 | (5) 分配金の分配方法 分配金は、金銭により分配するものとし、決算期における最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配する。 |
| (6) (記載省略) 2. (記載省略) | (6) (現行のとおり) 2. (現行のとおり) |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第34条 (借入金及び投資法人債発行の限度額等)</p> <p>1. 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等の資金の手当てを目的として、資金を借り入れ（コール市場を通じる場合を含む。）又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）を発行することができる。なお、資金を借り入れる場合は、<u>金融商品取引法</u>に規定する<u>適格機関投資家</u>（<u>金融商品取引業者</u>その他の財務省令で定めるものに限る。）からの借り入れに限るものとする。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> | <p>第34条 (借入金及び投資法人債発行の限度額等)</p> <p>1. 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等の資金の手当てを目的として、資金を借り入れ（コール市場を通じる場合を含む。）又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）を発行することができる。なお、資金を借り入れる場合は、<u>租税特別措置法第67条の15</u>に規定する機関投資家からの借り入れに限るものとする。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> |
| <p>第37条 (諸費用の負担)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 前項に加え、本投資法人は、以下に掲げる費用を負担する。</p> <p>(1) <u>投資証券の発行に関する費用</u>（<u>券面の作成、印刷及び交付にかかる費用を含む。</u>）</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>(6) (記載省略)</p> <p>(7) (記載省略)</p> <p>(8) (記載省略)</p> <p>(9) (記載省略)</p> <p>(10) (記載省略)</p> <p>(11) (記載省略)</p> | <p>第37条 (諸費用の負担)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 前項に加え、本投資法人は、以下に掲げる費用を負担する。</p> <p>(1) <u>投資口の発行に関する費用</u></p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) (現行のとおり)</p> <p>(8) (現行のとおり)</p> <p>(9) (現行のとおり)</p> <p>(10) (現行のとおり)</p> <p>(11) (現行のとおり)</p> |

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員田村順一は、平成21年10月31日をもって任期満了となりますので、平成21年11月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、規約第16条第2項本文の定めにより、就任する平成21年11月1日より2年となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成21年9月15日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名 (生年月日) | 略歴 |
|----------------------|---|
| 戸田千史 (昭和25年5月26日) | 昭和49年4月 株式会社日本興業銀行 入行 平成8年6月 同行 証券営業部副部長 平成10年2月 同行 難波支店長 平成12年9月 株式会社みずほホールディングス 個人業務部長 平成14年6月 興和不動産株式会社 総務本部関係会社室長 平成16年7月 同社 執行役員ビル事業本部営業統括部長 平成20年9月 同社 参与 平成21年3月 ジャパンエクセントアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長（現職） |

- 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンエクセルントアセットマネジメント株式会社の代表取締役です。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。補欠執行役員が執行役員に就任した場合の任期は、規約第16条第2項但書の定めにより、前任者である執行役員の任期と同じく平成23年10月31日までとなります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成21年9月15日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名 (生年月日) | 略歴 |
|------------------------|--|
| 田部井 寛 (昭和36年10月20日) | 昭和60年4月 株式会社日本興業銀行 入行 平成元年6月 同行 産業調査部 平成7年8月 同行 総合資金部 平成12年1月 同行 調査部 平成12年9月 株式会社みずほホールディングス 経営企画部 平成14年4月 株式会社みずほ銀行 経営企画部 平成16年10月 同行 ALCアドバイザリー部 平成20年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 営業第1部付 興和不動産株式会社（出向） 平成20年4月 ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 経営企画部長（出向）（現職） 平成21年4月 同社 取締役企画管理本部長（出向）（現職） |

- 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社の取締役です。

第4号議案：監督役員3名選任の件

監督役員坂上誠、長濱毅及び前川俊一は、平成21年10月31日をもって任期満了となりますので、平成21年11月1日付で監督役員3名の選任をお願いするものです。本議案において、監督役員の任期は、規約第16条第2項本文の定めにより、就任する平成21年11月1日より2年となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴 |
|-------|----------------------|--|
| 1 | 坂上誠 (昭和25年12月23日) | 昭和51年8月 昭和56年1月 昭和59年8月 平成2年12月 平成12年7月 平成16年6月 平成18年2月 平成21年6月 デロイト・ハスキンズアンドセルズ会計士事務所（現有限責任監査法人トーマツ）勤務 横浜関内監査法人（現あづさ監査法人）勤務 中央クーパース・アンド・ライブランド コンサルティング株式会社（現IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社）勤務 同社 パートナー 公認会計士坂上誠事務所 開設（現職） 株式会社トーモク 監査役（現職） ジャパンエクセレント投資法人 監督役員（現職） 株式会社主婦の友社 取締役（現職） |

- 上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- 上記監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- 上記監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴 | |
|-------|--------------------|---|---|
| 2 | 長濱毅 (昭和13年1月6日) | 昭和36年4月 昭和40年10月 昭和47年1月 昭和57年3月 平成10年2月 平成10年10月 平成16年4月 平成16年4月 平成16年6月 平成18年2月 平成21年1月 | 運輸省（現国土交通省）入省 アンダーソン・毛利・ラビノウイツ法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所）勤務 同 パートナー ローヌ・プラン ジャパン株式会社（現ローディア ジャパン株式会社） 取締役（現職） ステート・ストリート投信投資顧問株式会社（現ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社）監査役（現職） ステート・ストリート株式会社 監査役（現職） ガンプロ株式会社 監査役（現職） 株式会社シーイーシー 監査役（現職） 富士電機ホールディングス株式会社 監査役（現職） ジャパンエクセレント投資法人 監督役員（現職） アンダーソン・毛利・友常法律事務所 顧問（現職） |

- ・上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴 | |
|-------|----------------------|---|--|
| 3 | 前川俊一 (昭和25年8月31日) | 昭和53年4月 平成4年4月 平成6年8月 平成8年4月 平成10年4月 平成10年9月 平成11年4月 平成11年4月 平成15年4月 平成19年11月 平成20年4月 | 財団法人日本不動産研究所 勤務 明海大学 不動産学部 専任講師 ケンブリッジ大学 土地経済学部 客員研究員（1年間） 明海大学 不動産学部 助教授 中央大学 経済学部 非常勤講師（現職） 放送大学 客員教授（3年6ヶ月間） 明海大学 不動産学部 教授（現職） 亜細亜大学 経済学部 非常勤講師（現職） 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 招聘教授（3年間） ジャパンエクセレント投資法人 監督役員（現職） 財団法人土地情報センター 理事（現職） |

- ・上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

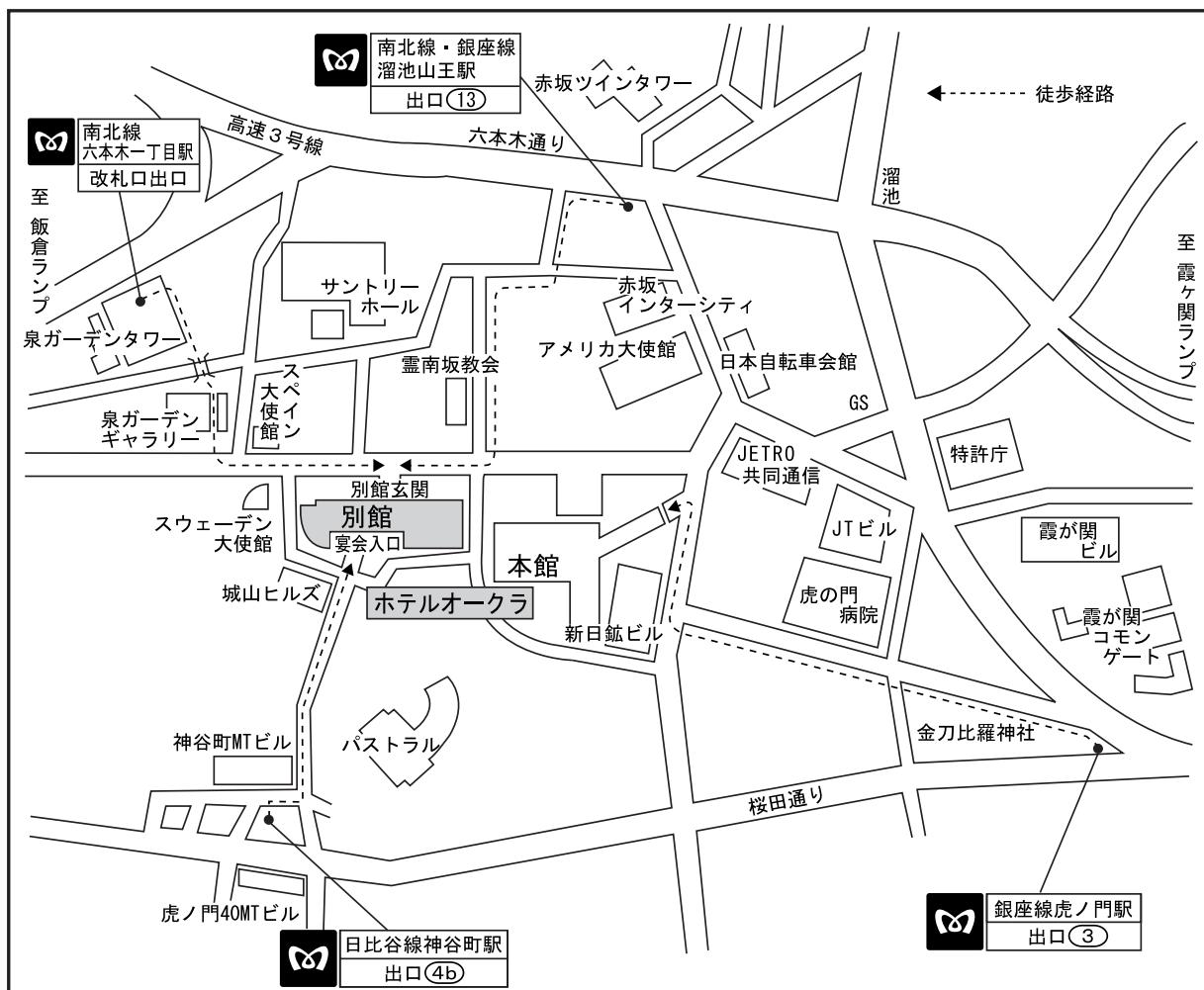
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第13条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

第3回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
ホテルオークラ東京
別館 (South Wing) 2階「メイプルルーム」
連絡先 03-3582-0111



交通のご案内

- 東京メトロ日比谷線「神谷町駅」4b出口より徒歩5分
- 東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」改札口出口より徒歩5分
- 東京メトロ銀座線「虎ノ門駅」3番出口より徒歩10分
- 東京メトロ銀座線、南北線「溜池山王駅」13番出口より徒歩10分
- 首都高速道路都心環状線「霞ヶ関ランプ」、「飯倉ランプ」より車5分